

令和7年9月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和7年9月総会議事録

1 日 時 令和7年9月16日（火） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第4号 農用地利用集積等促進計画の策定について
(一括方式1件・二段階方式1件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約） (2件)
- 3 農業用施設設置届受理報告 (1件)
- 4 公共事業の施行に伴う農地の転用について (1件)
- 5 その他
 - ・次回総会 10月15日（水） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 10月 2日（木） 予定

4 出席委員（18人：議席順）

- | | | |
|---------------|--------------------|------------|
| 1番 岡藤 英雄 | 3番 岡島 史真 | 4番 西村 志おり |
| 5番 大田 寛治 | 6番 河野 八千代 | 7番 中野 晴人 |
| 8番 山近 洋祐 | 9番 末永 恵子 | 10番 高林 司 |
| 11番 林 一志 | 12番 木村 友則 | 13番 名和田 栄治 |
| 14番 林 弘幸 | 15番 大田 裕美 | 16番 木村 正雄 |
| 17番 大汐 光晴 | 18番 深水 一男（会長職務代理者） | |
| 19番 大野 耕作（会長） | | |

5 欠席委員（1名）

- 2番 村岡 清美

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書記	秋本 佑美

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和7年9月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案4件、報告事項4件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、8月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和7年9月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

15番、大田裕美委員、18番、深水一男委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年9月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は247㎡、ほか1筆。

全体面積は、423㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●区●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、住宅購入にあたり隣接の畑を併せて購入し

てほしいとのことから、家庭菜園を行う目的で購入するもの。譲渡人は、長門市に居住する予定はなく畑も管理できないことから住宅と併せて売却するもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から東へ約 0.9km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 8 番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

8 番

8 番、山近です。

9 月 3 日、大野会長さん、村田推進委員さん、事務局と私の計 5 名で現地調査をいたしました。

場所は、●●から●●道路に通じる道の、ちょうど中間点の辺りにある●●の近くにあります。

事務局からの説明にありましたとおり、住宅購入に合わせての隣接する畑の売買でございますが、営農計画もきちんとしており、問題はないと思います。

以上です。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2ページをご覧ください。
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を
求める。

令和7年9月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目につきましては、登記簿、現況ともに畑、面積は171㎡。

一体利用地を含めた全体面積は、1,041.22㎡。

申請人は、●●▲▲番地、●●さん。

転用の目的は、進入路及び駐車場です。

理由としまして、申請人は、隣接地に新居を建設中であるが、進入路が狭あい駐車スペースもないため、公道に隣接した土地を利用したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から南西へ約2.8kmに位置する農地です。

また、5ページには公図、6ページから7ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで農地の立地基準についてですが、「農地法審査基準」4ページ、中段をご覧ください。

(1)、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。原則として転用は許可できませんが、ここで、「農地法審査基準」5ページをご覧ください。

(5)、オ、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであるため、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11 ページから 12 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、金融機関の融資申込書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から許可後 1 箇年後までに完了することになっており、確実であると考えます。カの「一体利用地の利用の確実性」ですが、一体利用地は申請者の所有する宅地であり、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に 11 ページ、(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に (3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 17 番、大汐委員、補足説明をお願いいたします。

1 7 番

17 番、大汐です。

9 月 3 日、大野会長、井上推進委員、事務局と私で現地の確認をいたしました。

現地につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

後日、申請者の●●さんにお会いして、いろいろなお話をさせていただきました。●●さんは、この●●地区に来られて 10 年目で、現在は株式会社●●で勤務されて 6 年目になりますが、こちらで生活基盤を作っているという状況だとお聞きしました。その中で、この地区に定住をしたいと新居を建てられて、それにともなって本日の申請のご要望がありました。

この地域におきましては、農地の荒廃がどんどん進んでおります。

●●さんのように、荒廃地を利用しながら生活基盤を作っていく方が、一人でも多くなれることが、農地を守る方法の一つかと思います。

その先陣をきって、●●さんがなれるということで、一般基準についても問題ないと考えております。

議 長

皆様方の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。3ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年9月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については、登記簿は田、現況は荒廃、面積は126㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市大字●●▲▲番地の▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、駐車場及び資材置場です。

理由としまして、譲受人は、建設業を営んでおり、作業場に隣接した申請地を譲り受け、駐車場及び資材置場を整備することとした。譲渡人は、不在地主で耕作する予定もないため、譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から北西へ約600mに位置する農地です。

また、9ページには公図、10ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、農地の立地基準についてですが、「農地法審査基準」4 ページ、中段をご覧ください。

(1)、申請地は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地に該当します。原則として転用は許可できませんが、ここで、「農地法審査基準」5 ページをご覧ください。

(5)、オ、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものであるため、農地法施行規則第 35 条第 5 号に該当し、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11 ページから 12 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後ただちに完了することになっており、確実であると考えます。カの「一体利用地の利用の確実性」ですが、一体利用地は譲受人の所有する宅地であり、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に 11 ページ、(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に (3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、本案件は無断転用案件であり、平成 17 年頃、農地転用許可を受けることなく転用を行ったものです。申請者からは農地法について不確知であったこと、今後農地法を遵守する旨の始末書が長門市農業委員会会長宛てに提出されております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 10 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10 番

10 番、担当の高林です。

9 月 3 日、会長、事務局、推進委員の上野さんと私で現地を確認しました。現地は●●の近くにあり、すでに仮の駐車場になっておりました。

譲受人の●●さんは、所有権移転の手続きをしようとしたところ、無断転用であることが分かり、今回の申請に至りました。

許可が下り次第、駐車場を整備するということで、別に問題はないと思います。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに畑、面積は212 m²。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、駐車場です。

理由としまして、譲受人は、駐車場が足りず自宅から離れた土地を借りて駐車場として利用していたところ、近隣の農地所有者が売買に応じてくれたので、駐車場として利用したい。譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難なため、譲受人に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び11 ページをご覧ください。●●から北北東へ約600mに位置する農地です。

また、12 ページには公図、13 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで立地基準につきまして、「農地法審査基準」7 ページ、下段をご覧ください。

ください。

申請地は、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11ページから12ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から許可後1箇年後までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に(3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当10番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10番

10番、高林です。

9月3日、会長、事務局、推進委員の上野さんと私で現地を確認してまいりました。

現地は、●●の裏にありました。

譲受人の●●さんは、駐車場の確保のため、この地を譲受けるそうです。

申請地は、住宅が立ち並ぶ中にあるため、水路はありますが水が来ないところがあり現状は耕作をされていませんでした。

別に問題はないと思いますので、皆様方のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたします。
続きまして、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の策定について、
を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。4 ページをご覧ください。
議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の策定について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見を求める。
令和 7 年 9 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
令和 7 年 10 月 1 日の公告となります。
まず、従前の相対契約に相当する一括方式による利用権設定です。
賃貸借のみで、三隅地区が、1 件 2 筆の 2,215 m²となります。
詳細につきましては、5 ページから 6 ページをご覧ください。
次に、7 ページの二段階方式による利用権設定です。
使用貸借のみで、三隅地区が、1 件 2 筆の 4,101 m²となります。
詳細につきましては、8 ページから 9 ページをご覧ください。
機構法第 18 条第 5 項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、質問、意見なし)

議 長	ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、同意することに決定をいたしました。 議事については、以上となります。 引き続きまして、報告事項に入ります。 報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明をさせていただきます。10 ページをご覧くださいと思います。 報告事項 1、土地現況証明報告でございます。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は畑、面積は 223 m²。 申請者は、●●市大字●●▲▲番地▲、●●さんです。 令和 7 年 9 月 3 日に、会長、林委員、塩瀬推進委員及び事務局とで現地を確認いたしました。 現地は原野となっており、農地としての再生利用が困難な状況であったことから、同日付けで非農地として証明しております。 ほか 1 件の、現況証明をしております。 報告事項 1 につきましては、以上でございます。
議 長	ただ今、事務局より報告事項 1 についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明をいたします。11 ページをご覧くださいと思います。 報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの。 通常の利用権に係る合意解約でございます。 番号 1。 通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。 借受人は、●●市●●町▲の▲の▲、●●相続人、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は2,649㎡。
令和7年8月13日に合意解約をしております。
ほか1件の、合意解約をしております。
報告事項2につきましては、以上となります。

議 長 ただ今、事務局より報告事項2についての説明がございましたが、よろ
しいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項3の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。12ページをご覧くださいと思います。
報告事項3、農業用施設設置届受理報告について、でございます。
番号1。
届出の内容は、農作業進入路となっております。
令和7年9月3日に、受理をしております。
報告事項3については、以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項3についての説明がございましたが、よろ
しいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項4の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。13ページをご覧くださいと思います。
報告事項4、公共事業の施行に伴う農地の転用について。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、登記面積
は316㎡、ほか4筆。
合計面積は、7,163㎡。
届出者は、●●。
届出の内容は、令和▲年災▲▲号市道●●線橋梁災害復旧工事、●●大
橋の施工に伴い、施工ヤード、工事用道路及び資材置場として一時転用す
るものでございます。
令和7年9月3日に、届出を受理しております。
報告事項4については、以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 4 についての説明がございましたが、よろ
しいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 報告事項は、以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐 それでは、事務連絡をいたします。
まず、次回の農業委員会定例総会は、令和 7 年 10 月 15 日、水曜日、長
門市役所 4 階会議室で開催いたします。
なお、現地調査につきましては、10 月 2 日、木曜日を予定しております。
該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等を連絡いたします
ので、ご立会のほど、よろしくお願いをいたします。
事務連絡は、以上となります。

議 長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前 10 時 4 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和7年9月16日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 大 田 裕 美

議事録署名委員 深 水 一 男